

成都の石筍と大秦寺

榎 一 雄

有名な景教流行中國碑には、唐の高宗の時代、王室の保護によつて景教が支那に流行した盛況を記して、

しかし成都に唐代大秦寺が存したこととは、ペリオ氏が南宋の吳會の能改齋漫錄⁷に基いてこれを創唱して以來、ラウ・ファーラー⁽³⁾・ムール⁽⁴⁾・佐伯好郎博士⁽⁵⁾及びドニソン⁽⁶⁾・ドレイク⁽⁷⁾・フォスター⁽⁸⁾等、苟くも唐代のキリスト教に論及した諸氏の齊しく事實と認めて疑はない所である。⁽¹⁶⁾しかしながら、これは全く史料の誤つた取扱ひから生じた謬説に他ならないと信ぜられるので、次にその理由を述べて見たい。

能改齋漫錄⁷には杜石筍行と題して、次の如く記してゐる。

高宗大帝、克恭續祖、潤真宗、而於諸州、各置景寺、仍崇阿羅本爲鎮國大法主、法流十道、國富元休、寺滿百城、家殷景福、

と述べ、唐會要⁴に採録せられた天寶四載九月の詔の中に

は、

其兩京波斯寺、宜改爲大秦寺、天下諸府郡置者、亦準此、
と見え、兩京即ち長安・洛陽以下、天下の諸地方に大秦寺が設けられたことが記されてゐるのであるが、それが果して何處と何處とであつたかは、今日なほ十分明かにせられてゐない。

杜石筍行「雨多往往得瑟瑟」、按華陽記、「開明氏造七寶樓、以真珠結成簾、漢武帝時、蜀郡遭火、燒數千家、樓亦以燼、今人往往于砂土上獲真珠」、又趙清獻蜀郡故事「石筍在衙西門外、二株聳蹲、云、真珠樓基也、昔有胡人、于此立寺爲大秦寺、其門樓十間、皆以真珠翠碧、貫之爲簾、後摧毀墜地、至今基脚在、每有大雨、其前後人多拾得真珠瑟瑟金翠異物」、今謂石筍、非爲樓設而樓之建適當石筍附近耳、蓋大秦國多璆琳琅玕明珠夜光璧、水道通益州永昌郡、多出異物、則此寺大秦國人所建也、杜嘗引

西陽雜俎、謂「蜀少城節以金璧珠翠、桓溫怒其大侈焚之」之事爲證、非也。

これは杜甫の石筍行（仇兆鰲集註本卷十）

君不見益州城西門陌一本作街上石筍變高蹕、古來又遺一作老相傳

是海眼苔蘚蝕盡波濤痕、雨多來一作往往得有一作瑟瑟、此事

恍惚難明論、恐是昔時卿相冢立石爲表今仍存、惜哉俗態好蒙蔽亦如小臣媚至尊（下略）

に對する註解で、成都の所謂石筍の附近から寶石類の出土する由來を説明したものであるが、吳曾よりや後の大寛の西溪叢語上（學津討原本）には、更に詳しい記事が見える。

杜甫石筍行云、「君不見益州城西門陌上石筍變高蹕、古

來相傳是海眼苔蘚蝕盡波濤痕、雨多往往得瑟瑟、此事

恍惚難明論、恐是昔時卿相冢立石爲表今仍存」范曄

後漢書方術任文公傳「公孫述時武擔石折、文公曰、西州

智士死、我乃當之、三月果卒」唐韋懷太子賢注云、「武

擔山在今益州成都縣北百二十步、揚雄蜀王本紀云、武都

丈夫化爲女子、顏色美絕、蓋山精也、蜀王納以爲妃、無

薄、無與爲比」

以上二つの記載を多少注意して讀めば、成都の石筍について

幾物故、乃發卒之(9)成都、擔土葬於成都郭中、號曰武擔、以石作鏡一枚、表其墓、華陽國志云、「王哀念之、遣五丁之成都、擔土、爲妃作塚、蓋地數畝、高七丈」其石今俗名爲石筍、又梁益紀云、「石筍二、在子城西門外」接圖經、「在少城中夏門外一百五十步、曾折、再立之、各高丈餘、圍六七尺、云、其下是海眼、即非也、或云、「古誓蜀之碑」舊說、「昔爲大秦寺、其門樓十間、皆以真珠翠碧貫之爲簾、後毀、此其遺跡、每雨後、人多拾得珠翠異物」章懷太子賢乃高宗第六子、注漢書在儀鳳中、豈杜甫作詩時、漢注未傳耶、抑老杜流寓四方、未之見耶、或見而不以賢言爲然耶、西陽雜俎、「蜀石筍街、夏中大雨往往得雜色小珠、俗謂之地當海眼、莫知其故、故蜀僧惠崇曰、前史說、蜀少城節以金璧珠翠、桓溫怒其大侈、焚之、今在此地、或拾得小珠、時有孔者、得非是乎」博雅、「瑟瑟碧珠也」杜陽雜編、「有瑟瑟幕、其色輕明虛薄、無與爲比」

は古來さまざまの所傳があり、その附近に大秦寺があつたといふのも、要するにその一種に他ならないから、これに基いて直ちに成都に大秦寺が存在したと斷定することは出来ないことが覺られる。そこで大秦寺があつたといふ所傳が果して何時頃から生じたかが、問題となる。

南宋の闕名氏の編した集註分門杜工部詩^三（四部叢刊本）、同じく南宋の闕名氏の集千家註杜工部詩集（湖北先正遺書本）等に引用せられてゐる杜田の註に、

（今）接、石筍在衙西門外、僅百五十步、二株雙蹲、一南一北、北筍長一丈六尺、圍極於九尺五寸、南筍長一丈三

尺、圍極於一丈二尺、南筍蓋公孫述時折、故長不逮北筍、
と石筍の位置形狀を説明してゐる。この文は杜田自身の説明とも、彼の引く所の蜀圖經の文章とも考へられるのである
が、杜田は王彥輔の注子美詩四十九卷の補遺を著した人で、
注子美詩に徽宗の政和三年（一一一三）の序のあつたことから考へて、ほぼ北宋末、南宋初期の人であつたと思はれる。石筍の名は、必ずそれが筍狀の巨石であつた所から得たもので

あらう。尤も陸游の老學庵筆記^五によると、
成都石筍、其狀與筍不類、乃累疊數石成之、所謂海眼亦
非妄、瑟瑟至今有之者、

と石筍が筍狀を成して居らぬことを指摘してゐる。陸游は寧宗の嘉定二年（一二〇八）八十五歳で歿した人で、范成大の下にあつて蜀の參議官となつた閻暉の持主であるから、この記事も實際目睹した所を述べたものと思はれるが、「累疊數石成之」といふのは、石筍の各々が單一の石から成つてゐたのではないことを言つたものであらう。集註分門杜工部詩^三に引かれた（唐の盧求の）成都記に、

石筍、城西門百餘步、亦呼爲石筍、偶落相隅、西南數步
不對、各折爲五六段、相續以立、人云五丁擔、亦曰蜀王妃墓表、（下略）

華陽風俗錄^記○に

今大小相因、疊至八九節、束以鐵鼓、

とあるのは、その明證である。何れにしても、石筍はドルメン風のものではなく、數石を累積して作つた二塊の大石造遺

物であつたやうである。ムール氏は成都出身の某氏より聞く所として、これが今日なほ成都に存することを明記してゐるが、明の何字度の益部談資中（湖北先正遺書本）には、

今遍問故老、于西門外、竟無有也、

とあり、清朝の成都關係の地志類にもその現存状態を明瞭に記したものを見當らない。

さて、この石筍に關する最も古い所傳は、晉の常璩の華陽國志三 であらう。

九世有開明帝、始立宗廟、以酒曰醴、樂曰荊、人尚赤、帝稱王時、蜀有五丁力士、能移山、舉萬鈞、每王薨、輒立大石、長三丈、重千鈞、爲墓志、今石筍是也、號曰筍里。

太平寶鏡七二
引作石筍里

これによると、石筍は蜀に君臨した古帝王の墓表の名残で、さうした巨大な墓表は九世開明帝の時に始つたといふのである。開明帝は蜀に君臨したと傳へられる古帝王の一人で、勿論實在の人物ではない。章懷太子が後漢書二上・任文公傳に註するに當つて、揚雄の作と稱する蜀王本紀と華陽國志とを引

いて、石筍を蜀王妃の墓表であると説明したのは、西漢叢語に引いてある如くであるが、華陽國志三 には

武都有一丈夫、化爲女子、美而贊、蓋山精也、蜀王納爲妃、不習水土、欲去、王必留之、乃爲東平之歌、以樂之、無幾物故、蜀王哀之、乃遣五丁之武都、擔土爲妃作家、蓋地數畝、高七丈、上有石鏡、今成都北角武擔是也、

とあつて、石筍とは關係のない話になつてゐる。更に石筍は成都の西門外にあつたのに對し、武擔山は章懷太子の注にも「今之益州成都縣の北百二十步に在り」と記されてゐて、全くその位置を異にしてゐるから、石筍を武擔山の蜀王妃の墓表と結びつけたのは、章懷太子の誤つた解釋であるとも考へられるが、華陽國志三 をよく讀めば石筍に關する所傳が別にあるのに、太子が殊更にこれを蜀王妃の墓表としたのは、當時石筍を蜀王妃に結びつける所傳が行はれてゐたので、これを説明するために蜀王妃に關する蜀王本紀や華陽國志の記事を引いたものとも考へられる。蜀王妃と石筍との間に、唐代以前に或る結びつきが生じてゐたことは、集註分門杜工部詩

等に引かれた杜田の注に、

耆舊傳云、其^{○石}名有六、曰石筍、曰蜀妃覲、曰沈犀石、

曰魚鳧仙壇、曰西海之眼、曰五丁石門、

とあつて、石筍が一に蜀妃覲とも名づけられてゐたことによつて知られる。この耆舊傳は晉の陳壽の益部耆舊傳か、又は無名氏の續益部耆舊傳かの何れかであらうが、陳壽と略々時代を同じくする常璩の華陽國志には、石筍について右に引いた記事の外には記す所がないから、恐らく後者であつて、石筍について諸種の俗傳が成立した後の著作と見るべきであらう。續益部耆舊傳は隋書經籍志に著錄せられてゐるから、晚くも隋代乃至南北朝末期に出來たものである。石筍が蜀妃覲と稱せられたのは、華陽國志や蜀王本紀に見える蜀王妃の説話に石筍が結びつけられたものに相違ない。それはいづれにしても、華陽國志に見える如く、石筍が古帝王の墓表であると傳へられてゐた事實は、この巨石遺物に對する成都地方の人々の最も古い解釋を示すものとして、甚だ興味が深い。

なほ後漢の任文公が武擔の石が折れたのを、自分の死ぬ前兆

であると豫言して死んだ話は、後漢書二上の他に、華陽國志

三にも、陳壽の益部耆舊傳太平寰宇記七二華陽縣の條に引くにも見えてゐる。

成都の石筍に關しては、その後姑らく所傳を絶つてゐた

が、唐代に入ると、杜甫が始めてこれを取上げて石筍行を作つた。杜甫は乾元二年(七五九)十二月成都に至り、上元元年

・上元二年(七六一)とこの地に滞在し、寶應元年(七六二)七月一時京師に歸り、同年冬再び成都に來つたが、石筍行の成つたのは、上元二年(一説に元年)であると言はれてゐる。この

詩は石筍に託して時の爲政者を罵つたもので、彼等がその劣等なる心性を殊更に不明瞭ならしめ、至尊に媚びることによつて徒らに虛名を博してゐる有様は、本體の明かでない石筍に就いて、海眼であらうなどといふ風評が古來行はれてゐるのに髣髴たるものがある、石筍もものを止せば、古の卿相の墓に過ぎまいと述べてゐるのである。杜甫の推測の當否は兎も角として、この詩によつて石筍が海眼であると「古來相傳」へられてゐたことが知られる。その後約四十年、懿宗の咸通元年(八六〇)の頃に成つた段成式の西陽雜俎續集にも石筍

に關する記事の見えることは、西漢叢書に引かれてゐる通り

故有海眼之說云、
と記し、更に某趙の注に華陽風俗記を引いて、

趙曰、(上) 華陽風俗記○華陽風俗錄引作曰、蜀人曰、我州。

○華陽風俗錄引作○華陽風俗錄引作維可

以鎮、海

川鎭之西、有石筍焉、天地之推

○從○華陽風俗錄引作天體之

以鎮、海

眼動則洪

○洪○華陽風俗錄引作江

濤大溢云、

であるが、段成式は石筍の附近から雜色の小珠が出土するの
は、其が海眼に當つてゐるからであるといふ當時の通説の外
に、惠崇といふ蜀の僧の言を引いて、三國の蜀の少城の遺址
であらうといふ新説を紹介し、暗にこれに贊意を表してゐ
る。石筍を海眼とする俗説は相當古くからあつたやうで、前
に引用した杜田の注（集註分門杜部詩）^{三十}に引く著舊傳に石
筍を一に西海之眼と稱したことが見えてゐる。石筍の附近が

海眼と稱せられたのは、毎夏六月の頃、大雨する毎に、石筍
を距る二、三尺の所に穴があき、水を湛へ、その深さが知ら
れぬ所から、その穴は江海に連結し、その水源をなしてゐる
のであらうと信じた結果のやうである。⁽¹⁾ 即ち、同じく石筍行
に對する杜田の注には、成都記と稱する書を引用して、

華陽風俗記、蜀人曰、我州之西、有石筍焉、天稻之植、
以鎮海眼、動則洪濤大溢、四方之人、有來觀者、則奇而
怪之、

と述べてゐるが、最後のが恐らく最も原形に近いであらう。
華陽風俗記（華陽風俗錄）は、南宋人の杜詩の注の中に始め
て引用されてゐることから考へて、恐らく北宋末乃至は南宋
の初めの述作であらう。成都記も今日佚文を存するのみであ
るが、これには二種あつたものの如くである。一つは唐の盧
求の成都記五卷で、唐書八、宋史四の藝文志に著錄せら

れ、唐書には「西川節度使白敏中從事」の割注が施されてゐ
○六三）春、牛車礪地、忽陷、亦測而不能達、父老甚異、

る。白敏中は白居易の弟で、舊唐書^{一六}白居易附傳による
と、宣宗の七年（即ち大中七年八五三）、成都尹劍南西川
節度副大使知節度事に進められ、十一年（八五七）二月に檢校

司徒平章事江陵尹荊南節度使に轉じたといふ。盧求が從事と
して白敏中に四川に従つてゐたのは、この間のことと、成都
記の撰述もこの頃行はれたものと思はれる。次に記す趙抃の
成都（古今集）記の撰せられた以前の書、例へば北宋仁宗の
寶元二年（一〇九三）に成つた王洙の注杜子美集、眞宗の景德
四年（一〇〇七）の李畋の序のある益州名畫記（王氏畫苑本）等
に引用せられてゐる成都記は、必ずこの盧求の書であらう。
成都記の他の一つは、北宋の熙寧七年（一〇七四）に成つた趙
抃の成都古今集記であるが、これに就いては後に詳しく述べ
従つて熙寧七年以後の諸書に成都記として引用せられてゐ
るものの中には、趙抃の成都記もある筈で、殊に宋代の知見
の加へられてゐる成都記は、必ず趙抃のものでなければなら
ない。海眼の説明に採用した杜田の注に引く成都記は、その
中に北宋仁宗嘉祐年間の見聞が記されてゐるから、恐らく趙

抃の書であらう。盧求の成都記の佚文と思はれるものは、南
宋の闕名氏の集註分門杜工部詩^{三十一}石筍行の條の洙注に引か
れてゐる。

洙曰、成都記、石筍、城西門百餘步、亦呼爲石筍隅落、
相隔西南、數步不對、各折爲五六段、相續以立、人云五
丁墳、亦曰、蜀妃墓表、益州城郭、皆不直、此蓋正東西
也、公孫述時、此石折、治中從事任文公歎曰、噫西方智
士死、吾其當之、歲中果卒、

杜詩に注した洙といふ人には、尹洙（字は師魯）・王洙（字は
原叔）の二人があつて、共に北宋仁宗時代に榮えた。尹洙に
杜注の專著があつたか否か傳へられてないが、王洙には注杜
子美集三十六卷があつて、仁宗寶元二年（一〇二九）十月の序
文が集註分門杜工部詩の卷首に存錄せられてゐる。右の洙注
が尹・王何れの施したところか明かではないが、その何れにし
ても、北宋仁宗の頃、即ち趙抃の成都古今集記の未だ世に出
てゐない時代のものであるから、それに引かれた成都記が盧
求の著書であることは明白であらう。これによつて盧求の時

代には石筍は既に五、六段に折れ、五丁擔とも、蜀王妃の墓表とも言はれ、また東西を正すための標識とも考へられてゐたことが知られる。但し石筍が五、六段に折れてゐたのは、極めて古くからのことで、華陽國志^三に石筍を五丁の築く所とし、南北朝末の作と思はれる（續益部）舊舊傳にこれを一

に五丁石門と呼んだと記されてゐるのは、必ず石筍が五、六段に折れてゐた事實に基づいたものであらう。

かくて唐を過ぎ五代に入ると、先づ杜光庭が石筍記を著して、この巨石遺物のことを傳へてゐる。宋史^{一〇}藝文志によると、杜光庭には盧求の成都記を繼いだ續成都記一巻の著述があるから、石筍記もこの中に收められてゐたのであらうが、續成都記は亡び、石筍記も僅かにその佚文を存するに過ぎない。⁽¹⁾ 杜田の杜詩注に引く所によると、石筍記の佚文は、

田曰、杜光庭石筍記云、成都子城西曰興義門金客坊、有通衢、幾百五十步、有名石二株、挺然聳峭、高丈餘、圍八九尺、

僅かに、石筍の位置と形状とを傳へるに止つてゐる。次いで

北宋の黃復休の編した益州名畫錄^下（王氏畫苑本）李文才の條に、五代に於ける石筍に就いての興味ある所傳を掲げてゐる。益州名畫錄は唐の乾元の初年から宋の乾德年間に至る益州の五十八人の画家の傳記逸事を收録したもので、景德二年（一〇〇六）五月二十日の李畋の序があるので。

李文才者華陽人也、攻畫人物屋木山水、善寫真、罕及周昉之亞也、蜀廣政中（九三二八—九六五）、荊南高太王、令邸務丁晏入蜀、請文才寫興義門兩雙石筍、兼徵其故實、將歸本道、文才告道士范德昭、「皆云『眞珠樓基』、或云、『是海眼』、未審孰是？」德昭曰、「吾聞諸至人、斯乃蠶叢啓國蜀之碑、中以鐵柱貫之、下以橫石相連、埋于地際、上有文字、言歲時豐儉兵革水火之事、諸葛（亮）曾壘試之、眞珠樓基、海眼皆非也、蜀人少知、出圓方記、未詳。」

この中、末尾の「蜀人少知」以下が范德昭の言であるか否か明かでないが、清の張澍の蜀典（嘉慶二十三年正月十五日の序あり）下に、これと同じ記事を天中記と稱する書物から引

用し、更に

按、一引益州名畫記、無荊南高太王字、作荊南文獻王、又無音聞諸至人字、又無末蜀人少知九字、皆脫漏、李文才華陽人、事（益蜀）後主、爲翰林待詔、苑德昭處士也、

著忘論・契真刊謬論・金液還丹論、竝見十國春秋、と記してゐる。（天中記の文は、右に引いた益州名畫錄の文と全く等しく、僅かに後者に出圓方記とあるのを出圓方記と書いてゐるのが相違するのみである。）張澍の見た益州名畫

記は、益州名畫錄の異本ででもあらうか。^(f3) 何れにしても、五代の末に至つて、石筍を海眼、眞珠樓の基とする説の他に、それが蠶叢の啓國鎮蜀の碑であつて、その基部に歲の豐凶や兵火・天災の有無を豫言した文字があり、諸葛亮がこれを檢したといふ新しい俗傳が生じたことが知られる。（蠶叢は蜀

の傳說時代の第一代の王で、その名は華陽國志に出てゐるが、碑を立てたこと、諸葛亮がこれを檢したこと等は、何等記されてゐない。）なほ眞珠樓といふのは、能改齋漫錄^七に

華陽記を引いて、

按華陽記、開明氏造七寶樓、以眞珠結成簾、漢武帝時、蜀

郡遭火燒數千家、樓亦以燼、今人往往于砂土上獲眞珠、

とあるものであらう。この文は華陽國志に見えないから、華

陽記は華陽國志ではなく、華陽風俗記の略稱かも知れない。

華陽風俗記が一に華陽風俗錄とも言はれ、北宋末乃至南來初期の述作と思はることは前に記したが、石筍を眞珠樓の址であるとする傳説が、既に五代に存したことは、右の益州名畫錄によつて知られる。

北宋に入つて、先づ石筍のことを記したのは樂史の太平寰宇記^七であるが、それは専ら華陽國志の所傳を鈔出したもので、新事實は加へられてゐない。これに次いては梁益紀があり、西溪叢語にもその記事が簡単に引かれてゐる。曰く、

石筍二在子城西門外、

梁益紀は直齋書錄解題^八に著作佐郎益州知錄事參軍任弁の撰する所で、十卷、天禧四年（一〇一七）の自序があると記し、郡齋讀書志^八に

梁益志^{○一本} 十卷

右皇朝任弁撰、天禧中、遊宦於成都、以蜀記數家其言皆

無所據、依乃引書傳、刊正其事、

とあるものであらう。但しこゝに謂ふ數家の蜀記が何々であるかは明かでない。梁益記に次いで公にせられたのが、趙抃の蜀郡故事（即ち成都古今集記、下文参照）であつて、これに始めて石筍の附近が大秦寺の遺址であるといふ所傳が見えるのである。

趙抃は元豐七年（一〇八四）七十七歳で歿した北宋の名官吏で、その傳は宋史^{三一} 東都事略^七 名臣碑傳琬琰集上 嶩州圖經^一 に見え、三朝名臣言行錄^五 宋人軼事彙編^{三八二一} 等にその言行の一端が記されてゐるが、宋史の本傳に

とあり、郡齋讀書志^八 に

成都古今記三十卷、右皇朝趙抃編、抃自慶曆至熙寧、凡

四入蜀、知蜀事爲詳、據其故實、以類相從、分百餘門、とある。尤袤の遂初堂書目^{二八} に成都古今記とあるのもこれであらう。説郛^{四、重校}^{六二} には成都古今記としてこの書の一部を引用してゐる。又、王象之の蜀碑記^一 には、

趙清獻公成都記、見張有成光福寺記、

とあるが、この成都記は即ち成都古今集記の略稱に他なるまい。なほ能改齋漫錄^七 には、前に記した如く、趙抃の蜀郡故事を引いて

來、凡そ四たび知成都府事としてこの地に活躍し、その間に於ける見聞を纏めて成都古今集記三十卷を著した。この書は熙寧七年（一〇七四）に完成し、一に成都古今記とも、成都記

とも呼ばれた。直齋書錄解題^八 に
成都古今集記三十卷、知府事信安趙抃〔字〕閱道撰、清獻^{○抃}自慶曆將漕之後、凡四入蜀、知蜀事爲詳、故成此書、熙寧七年也、

雨、其前後人多拾得眞珠瑟瑟金翠異物。○杜工部草堂詩卷十九引下有等字

と述べ、同じ文章を集千家註杜工部集七に引く蔡夢弼の注及び魯言の杜工部草堂詩卷九には、共に蜀都故事として援用してゐる。蜀郡○故事は成都古今集記の一名で、成都の故事を類聚してゐる所から、かうも呼ばれたのであらう。(因みに、西溪叢語には右の記事を單に舊說として引いてゐる)。

それは何れにしても、これによつて、石筍の附近が大秦寺の故址であるとの俗傳が、慶曆・熙寧の頃行はれ、趙抃の書に記されたことが知られる。能改齋漫錄には右に續けて

今謂石筍非爲樓設、而樓之建、適當石筍附近耳、大秦國多璆琳琅玕明珠夜光璧、水道通益州永昌郡、多出異物、則此寺大秦國人所建也。

とあるが、これは漫錄の着者吳曾の加へた解釋であつて、石筍は大秦寺の礎石ではなく、たまたま大秦寺が石筍の附近に建てられたのであるとし、魏略(魏志十三註引)に大秦國のことを記して、

又有水道、通益州永昌、故永昌出異物、

とあるのを引いて、石筍附近から出土する寶石類は大秦國からこの水道によつて益州に齎されたのであらうと論じたものである。⁽¹⁴⁾

かくて五代から宋にかけて、石筍に就いてさまざまの所傳が行はれたが、これを綜括して記錄したのが、蜀圖經である。集註分門杜工部詩三・集千家註杜工部集七に引かれた杜田の注に、

圖經云、石筍街乃大

○門引集註先

秦寺之遺址、殿宇樓臺咸

○詒引作或以金

○集千家

寶飾之、爲一代之勝概、後遇兵火而

廢、或遇夏秋霖雨、里人猶拾珠玉異物、前蜀丞相諸葛亮

命掘之、俯觀方驗測

○詒引作

○集千家隱、其旁

○門引作有篆字、曰、

蠶叢氏啓國誓蜀之碑、以二石柱橫埋連接、鐵其中、歷代

故不可毀、復鐫四字、曰、濁歌燭燭、時人莫能曉察、惟

孔明默然悟斯旨、令左右塗之、後蜀主李雄、召永

○孟

相范

賢、詰其所自、再掘而詳之、賢議曰、(中略)、以年事推

之、應驗符讐、又云、蜀之城壁、方隅隅不正、以景測

之、石筍於南北爲定、无

○集千家

所偏邪

○集千家今引無今字

た如く、成都の西門外にこれが見當らぬことを述べ、南市にある五塊石がこれかと疑ひ、
城南市名五塊石、有大石五片、疊疊其上、云、石下有海
眼、豈即石筍年久傾斷、置此乎、又云、五丁所置、下有
海眼、

と言ひ、陸深の蜀都雜抄（廣百川學海本）には、

李侍御鳳翔、號五石、其居近五塊石、故云、予問成都石
筍遺跡、五石（^{○李}鳳翔指五塊石是也、與少陵所賦石筍行不
肖、又云、五塊爲南筍、天涯石爲北筍云、

と言つてゐる。⁽¹⁵⁾ 石筍が五、六段に折れたメンヒルで一に五丁
捨と呼ばれたこと、その附近に海眼があるとせられたこと
は、前に記した如く事實であるから、五塊石は確かに石筍と
酷似してゐるけれども、石筍は成都の西門外に、二株並び立
つてゐた筈であつて、五塊石とは異なるのであらうと思はれ
る。清代の地志類は、徒らに前代の記錄を襲鈔して、石筍が
成都の西門外にあると記して怪まないが、果して然るか否か
は、更めて正確な調査を必要とする。

以上の如く、成都の石筍に關する所傳を列舉檢討して見る
と、この地が大秦寺の遺址であるといふ俗傳の生じたのは、
北宋時代で、しかもそれは石筍の附近から、大秦國の所産と
傳へられる珠寶類が出土することから發生した話であるとし
か考へられない。唐代こゝにもし大秦寺が實在したのであれ
ば、杜甫自らそのことを明言する筈で、「恐是昔時卿相冢」な
どと勝手な推測をするわけがない。會昌五年（八四五）の破
佛には大秦寺も棄却の運命に遭つたが、杜甫が石筍行を作つ
た上元二年（七六一）はそれに先立つて八十四年、當時大
秦寺は嚴として存在した筈である。しかも杜甫がこれに言及
してゐないのは、石筍の附近に大秦寺のなかつた何よりの明
證ではないか。批判力の旺盛なペリオ・ラウファーの諸氏が、
かうした簡単な事實に気がつかず、大秦寺といふ名稱に眩惑
せられ、僅かに能改齋漫錄（に引かれた趙抃の蜀郡故事）の
記事に基づいて、唐代の成都に大秦寺が存した如く考へたの
は、惜むべきことであつた。但し自分は唐代成都に大秦寺が
断じて存在しなかつたと主張するのではない。たゞ能改齋漫

錄等の記事からは、その存在を肯定するものが出来ないと論ずるやうである。

石筍と大秦寺との關係に就いては、以上に於いて略く知り得た所を盡したのであるが、更に遙かに興味のあるいはば、石筍そのものの性質の追究である。成都に多くの巨石遺物の存在するなどは、華陽國志以下諸書に記す所であつて、これを四川省のローカルカルチャーや特色である重要な要素であると信ぜられるのであるが、これに就いては、更めて卑見を開陳したいと考へる。能改齋漫錄等の記事から、成都に大秦寺が存したと考へるなどが誤である事實は、既に白鳥博士の「拂菻問題の新解釋」(第三回) (西域史研究、下、七四一七七六頁) に指摘せられてゐるが、今や詳細に石筍に關する所傳を検討して、その疏證を試みた次第である。

(一) F. S. Drake, Nestorian Monasteries of the T'ang Dynasty and the site of the discovery of the Nestorian tablet. *Monumenta Serica*, II, 2, 1936—37, p. 283—343 さらに「露ナム羅語石記」である。これは就しては、たゞ羅ナムが少くないが、今は種

路ナム。石田幹之助氏「歐米に於ける支那研究」[101頁]参照。

(2) P. Pelliot, Un traité maniéhéen retrouvé en Chine, II, JA, 1913, 1, p. 308 note 5; Do., Chrétiens d'Asie centrale et d'Extrême-Orient, TP, XV, 1914, p. 626

(3) B. Laufer, Notes on Turquois in the East, Chicago, 1913, p. 49—50 トハ此の一大業者ノ「藏蓄」也。

(4) A. C. Monroe, Christians in China before the year 1550, London, 1930, p. 71—72

(5) 佐伯博士著「基督教の研究」附録及び The Nestorian Documents and Relics in China, Tokyo 1937, p. 473—474, 476—477 之謂改齋漫錄・杜工部集(石筍)の關係記事を採録して居るがゆゑ、やだらりとその記事上掲げゝ、成都に於ける大秦寺の存在を肯定して居るがゆゑ、但し本書の本文の中には、1回もハリに觸れて居られない。

(6) Rev. V. H. Donnithorne, A Link with Nestorianism. Chinese Recorder, May, 1934, (LXV, 5); Do., the Golden Age and the Dark Age in the Han chow, Szechwan, I, Fang Kung [房公, cf. 唐書 ch. 139, 舊唐書 ch. 111] and the Golden Age. Journal

of the West China Border Research Society, VI, (未記)

(7) 范子雲註。詩注の p. 328—330

(8) John Foster, The Church of the T'ang Dynasty, London

1839, p. 61.

(9) 雜誌國志三・後漢書十一註に「武都に作る。」ながら「山にあらへ。」

(10) P. Pelliot, Autour d'une traduction sanscrit de Tao-tö-king, TP, 1912, p. 375.

(11) 杜甫には太平寺泉眼の題する詩があり（杜詩集註七・杜工部草堂詩卷十六等）、「秦州の太平寺に就いて」「出泉枯柳根汲引歲月古、石間見海眼」と詠じてゐる。古來河水の伏流を信じてゐる漢民族には、自ら泉と江海との連結が考へられたのである。白頭山上の天池と渤海とが相連つてゐると思はれてゐたことなども想起せられ

(12) 成都文類の中にも或ひは關係記事があるかも知れないが、参考するところが出来なかつた。

(13) 秦文才の傳は圖繪寶鑑・野人問（閑）話にも見えてゐるが、この話は益州名畫錄にのみ出でる。

(14) 集註分門杜工部詩三に「あく杜田の註に、舊傳を引いて、石筍が

」と西海の眼と繋せられたことを記してゐる。（本文、[五]、[一頁]参照）。西海は大秦國と相聯する名であるから、或ひは舊傳——恐らくは隋代に成つた續名部著舊傳——の出來た頃、石筍と大秦國とを結ぶつかる俗傳が存したのかも知れぬ。

(15) 成都の五塊石についてば、三才圖會十にも記述がある。

(16) 組版が出来上つて後、石田幹之助氏の「支那に於ける耶穌教」（東洋思想所收）を見た機会を得たが、「宋代の傳説ながら四川の都城成都（益州）の西門の邊に（或は益州衙の西門）のあたりに」ネバトル教の寺院（大秦寺）の存したことを傳ぐるもの多くある」（十頁）と記す。更に「從來餘り注意せられなかつた四川に於ける大秦寺に就いては、杜工部草堂詩箋（宋・蔡夢弼編）卷七に引く所の蜀郡故事や、能改齋漫錄（宋・吳曾）の卷七（守山閣叢書本）にあく所の蜀郡故事などが資料を供する」、B. Laufer氏の Notes on Turquois in the East によればに論及した記事があつた（記憶か）」（[一]、[七]頁）と述べて居られる。私の推察にして誤なければ、蜀郡故事は即ち蜀郡故事に他ならないが（本文、[五]、[六]、[五]、[七]頁）、成都に於ける大秦寺の存在を宋代（に生じた所）の傳説とせられたのは、正鶴を得た斷定である。